租税特別措置法第六十五条の十一の四第一項、第六十五条の五第一項及び第六十五条の五の二第一項	又は第六十五条の十一の規定の適用を	若しくは第六十五条の十一又は震災特例法第十九条から第二十一条までの規定の適用を
租税特別措置法第六十五条の十第一項第一号	又は前三条	若しくは前三条又は震災特例法第十九条から第二十一条まで
	同法	農業振興地域の整備に関する法律
租税特別措置法第六十五条の十第一項第二号	又は前三条	若しくは前三条又は震災特例法第十九条から第二十一条まで
	同法	集落地域整備法
租税特別措置法第六十五条の十第一項第三号	又は前三条	若しくは前三条又は震災特例法第十九条から第二十一条まで
	同法第十一条	農住組合法第十一条
租税特別措置法第六十六条の二第十四項第二号ハ	又は	若しくは
	の規定	又は震災特例法第十九条若しくは第二十条の規定
租税特別措置法第六十六条の二第十四項第二号ニ	又は第五項	若しくは第五項又は震災特例法第二十一条
法人税法施行令第十四条の八第四号	特例）又は特例）に規定する	特例）若しくは特例）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十条第四項第一号（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）に規定する
法人税法施行令第百二十二条の十四第三項	特例等）の規定	特例等）若しくは震災特例法第十九条から第二十一条まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）の規定
	同法	租税特別措置法
法人税法施行令第百二十三条の八第九項第四号	第十二項又は	第十二項若しくは
	）に規定する	）又は震災特例法第二十条第十項若しくは第十一項（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）に規定する

40

法第十九条から第二十一条までの規定の適用がある場合における法人税法施行令及び租税特別措置法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法人税法施行令第百二十三条の八第十一項第二号	又は特例等）の規定	若しくは特例等）又は震災特例法第十九条から第二十一条まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）の規定
	同法	租税特別措置法
租税特別措置法施行令第三十九条の九第一項第二号	又は	若しくは
	の規定	又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十一条の規定
租税特別措置法施行令第三十九条の九第二項第二号	又は	若しくは
	の規定	又は震災特例法第十九条第一項（震災特例法第二十条第七項において準用する場合を含む。）若しくは震災特例法第十九条第七項（震災特例法第二十条第八項において準用する場合を含む。）の規定
租税特別措置法施行令第三十九条の九の二第三項	又はの規定	若しくは又は震災特例法第十九条第一項（震災特例法第二十条第七項において準用する場合を含む。）若しくは震災特例法第十九条第七項（震災特例法第二十条第八項において準用する場合を含む。）の規定
租税特別措置法施行令第三十九条の九の二第二項	第六十五条の十の	第六十五条の十若しくは震災特例法第二十一条の
租税特別措置法施行令第三十九条の十第一項	の規定	又は震災特例法第二十一条の規定
租税特別措置法施行令第三十九条の二十八第二号	の規定	若しくは震災特例法第十九条第一項（震災特例法第二十条第七項において準用する場合を含む。）の規定
租税特別措置法施行令第三十九条の二十八第三号	の規定	若しくは震災特例法第十九条第七項（震災特例法第二十条第八項において準用する場合を含む。）の規定
租税特別措置法施行令第三十九条の三十五の四第一項	の規定	並びに震災特例法第二十条の規定
租税特別措置法施行令第三十九条の三十五の四第三項	の規定並びに	並びに震災特例法第二十条の規定並びに

（代替資産の取得期間等の延長の特例）

第二十条　法第二十二条に規定する政令で定める日は、同条に規定する資産の取得をすべき期間の末日の翌日から起算して二年以内の日で同条に規定する資産の取得をすることができるものとして同条の税務署長が認定した日とする。